

伝染性紅斑の警報発令について【速報値】

令和7年（2025年）9月11日（木） 15時00分

北海道千歳保健所 健康推進課
電話：0123-23-3175

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第36週（令和7年9月1日～令和7年9月7日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、伝染性紅斑警報を発令します。

記

1 定点医療機関当たりの患者報告数（第36週速報値）

区分	千歳保健所	全道	全国
定点当たり患者数	2.0人	1.74人	1.84人

2 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルスB19による感染症です。小児を中心にみられる流行性の発しん性の病気で、両頬に赤い発しん（紅斑）が現れ、続いて体や手・足に網目状やレース状の発しんが広がります。両頬が赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。

3 伝染性紅斑の感染予防

特別な治療法は無く、症状に応じた治療が行われます。また予防接種もありません。

感染予防には、こまめな手洗いや咳やくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの咳エチケットを心がけることが大切です。

4 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関当たりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第31週 (7/28～8/3)	第32週 (8/4～8/10)	第33週 (8/11～8/17)	第34週 (8/18～8/24)	第35週 (8/25～8/31)
千歳保健所	7(1.75)	8(2.00)	-(-)	3(0.75)	6(1.50)
全道	216(2.14)	235(2.42)	140(1.61)	226(2.26)	213(2.11)
全国	4583(1.95)	4756(2.07)	2495(1.16)	4809(2.07)	4754(2.03)

(2) 伝染性紅斑警報とは

【発令基準】

警報：1 定点医療機関当たりの患者報告数が一週間で2人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関当たりの受診患者数が1人未満で自動的に警報を解除

厚生労働省の感染症発生動向調査により、千歳保健所管内の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。